

埼玉県聴覚障害者情報提供総合推進事業仕様書

- ・ この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・ 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が整った場合は仕様書を契約候補者の企画提案内容に合わせて修正のうえ契約を締結する。

1 業務名

埼玉県聴覚障害者情報提供総合推進事業仕様書

2 業務の目的

聴覚及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、聴覚障害者等の社会参加の促進と、円滑な社会生活を営めるようにするため、手話通訳者及び要約筆記者の養成・派遣等を総合的に実施し、聴覚障害者等の福祉の推進を図ることを目的とする。

3 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

4 事業内容

(1) 市町村コミュニケーション育成・支援事業

ア 専任手話通訳者の設置

埼玉聴覚障害者情報センター（さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館内）に専任手話通訳者3名を設置する。

専任手話通訳者は、「埼玉県専任手話通訳者設置事業要綱」第2条に定める業務を行う。

(ア) 高度・専門的な分野に関する手話通訳

ただし、埼玉県手話通訳者の派遣が困難な場合とする。

(イ) 知事が特に必要と認める通訳

(ウ) 手話通訳者の養成講習会及び研修等の実施

(エ) 市町村の手話通訳者派遣事業等の相談・支援、連絡調整

(オ) 埼玉県手話通訳者派遣事業のコーディネート業務

イ 市町村専任手話通訳者の技能向上のための研修の実施（2回以上）

ウ 市町村登録手話通訳者研修事業費の技能向上のための研修の実施

（15回以上）

(2) 県域聴覚障害者情報支援事業

ア 「埼玉県手話通訳者派遣事業要綱」に基づき、県登録手話通訳者を派遣する。

イ 「埼玉県要約筆記者派遣事業要綱」に基づき、県登録要約筆記者を派遣する。

〔派遣の対象となる場合〕

(ア) 県域で活動する障害者団体等が事業を実施する場合

(イ) 専門性の高い分野等で市町村が手話通訳者（又は手話奉仕員）・要約筆記者（又は要約筆記奉仕員）を派遣できない場合

(ウ) 知事が特に必要と認める場合

ウ 難聴者・中途失聴者に対する手話講習会を実施する。

コース	講義等時間数	会場数
入門コース	4 4時間	1会場以上
初級コース	4 2時間	1会場以上

エ 手話通訳者等派遣システムの管理

(3) 手話通訳者等人材育成事業

ア 「埼玉県手話通訳者等養成研修事業要綱」に基づき、手話通訳者の養成・試験審査（試験委員会の開催を含む。）を実施する。

コース	講義等時間数	会場数
養成コース（準備コース・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）	準備コース 3 0時間 Ⅰ 6 4時間 Ⅱ・Ⅲ 9 8時間	2会場以上
講師養成	4 0時間	1会場以上
現任研修会	1 3時間以上	1会場以上
手話通訳技能実践講座	2 8時間	2会場以上
専門手話通訳者養成	2 4時間	1会場以上

イ 「埼玉県手話通訳者等養成研修事業要綱」に基づき、要約筆記者の養成及び試験審査（試験委員会の開催を含む。）を実施する。

コース	講義等時間数	会場数
要約筆記者養成（手書き）	1 0 2時間	1会場以上
要約筆記者養成（パソコン）	1 0 2時間	1会場以上
現任研修会	1 3時間以上	1会場以上
要約筆記技能実践講座	2 0時間	2会場以上

ウ 要約筆記者養成・派遣コーディネーター1名を設置し、「埼玉県要約筆記者養成・派遣コーディネーター設置事業要綱」第2条に定める業務を行う。

5 その他

(1) この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定するものとする。

(2) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、契約締結時に取り交わす「個人情報取扱特記事項」によるものとする。